

旅館業(下宿営業)の構造・設備基準

(R3.1.1 現在)

	No	構造・設備基準	根拠法令	備考
施設全般	1	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。	政令第1条第3項第1号	
	2	近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。	政令第1条第3項第2号	
	3	適当な規模の洗面設備を有すること。	政令第1条第3項第3号	
	4	気泡発生装置等には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。	条例第10条第2号ウ	
	5	打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。	条例第10条第2号エ	
	6	オーバーフロー水及び回収槽内の湯水を浴用に供しないこと。	条例第10条第2号キ	
	7	貯湯槽内の原湯の温度は、60度以上を保つこと。ただし、貯湯槽内の原湯の消毒を行う場合は、この限りではない。	条例第10条第2号ク	
	8	露天風呂がある場合には、その浴槽水が配管を通じて屋内の浴槽の浴槽水に混入しないようにすること。	条例第10条第3号	
	9	洗面設備には、飲料水を供給すること。	条例第10条第4号	
	10	気泡発生装置等の空気の取入口から土ぼこりや浴槽水が入らないようにすること。	条例第10条第6号イ	
	11	客室にガスを使用する設備がある場合には、その使用方法を宿泊者の見やすい場所に表示すること。	条例第10条第9号	
客室	12	客室の床面積は4.95㎡以上であること。	条例第6条第2項	
	13	出入口は、中央管理方式の自動施錠装置が設けられていないなど宿泊者が自由に開閉できる構造であること。	条例第6条第1項 (第2条第3号ア準用)	
	14	出入口又はその周辺の見やすい場所に、その客室の番号又は客室名が表示されていること。	条例第6条第1項 (第2条第3号イ準用)	
	15	外部から客室内を見通すことができる設備が設けられていないこと。	条例第6条第1項 (第2条第3号ウ準用)	
	16	浴室、便所、洗面所、踏込その他これらに類する部分を除いた部分の床面積は、その客室の定員に2.47㎡乗じて得た面積以上であること。	条例第6条第1項 (第2条第3号オ準用)	
便所	17	適当な数の便所を有すること。	政令第1条第3項第4号	